第十六条中「様式第十二」を「様式第十三」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、「添えて」の下に「、経済産業大臣に」を加え、同条第四号中「電気事業」を「一般送配電事業」に改め、同条を第十三条とする。

第十七条中「のとおり」を「に掲げるもの」に改め、同条第一号中「発電所、変電所、」を削り、「配電線路」の下に「、変電所、発電所」を加え、同条を第十四条とする。

第十八条中「様式第十三の事業休止（廃止）許可申請書に次の」を「様式第十四の事業休止（廃止）許可申請書に次の各号に掲げる」に、「は、第一号」を「にあっては、第一号」に改め、「添えて」の下に「、経済産業大臣に」を加え、同条第二号中「一般の需要に応じ電気を供給する事業」を「一般送配電事業」に、「場合は」を「場合にあっては」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「事業」を「一般送配電事業」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「五年」を「十年」に改め、同号を同条第四号とし、同条に次の一項を加える。

2　経済産業大臣は、法第十四条第一項の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

第十八条を第十五条とする。

第十九条中「様式第十四」を「様式第十五」に改め、「添えて」の下に「、経済産業大臣に」を加え、同条に次の一項を加える。

2　経済産業大臣は、法第十四条第二項の認可を受けようとする者に対し、前項の書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

第十九条を第十六条とし、第十九条の二から第四十五条の三までを削る。

第四十五条の五第一項中「様式第三十一の二十五」に改め、同条第二項第二号中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に改め、「電線路」の下に「とを直接又は一般送配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「及び出力」を「、出力及びその用途」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

第四十五条の五第三項第一号中「様式第三十一の七」を「様式第三十一の二十六」に改め、同項第二号中「様式第三十一の八」を「様式第三十一の二十七」に改め、同項第三号中「様式第三十一の九」を「様式第三十一の二十八」に、「一般電気事業者の電線路と」を「一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接又は一般送配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に」に改め、同条を第四十五条の二十八とし、同条の次に次の款名を付する。

第二款　供給計画

第四十五条の四を第四十五条の二十七とし、同条の前に次の一款、四節、節名及び款名を加える。

第二款　業務

（一般送配電事業者の振替供給の範囲）

第十七条　法第十七条第一項の経済産業省令で定める振替供給は、沖縄電力株式会社以外の一般送配電事業者が行う次に掲げる振替供給とする。

一　小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気に係る振替供給であって、当該振替供給を行う一般送配電事業者の供給区域以外の地域における需要に応じて供給する電気に係るもの

二　法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給であって、当該振替供給を行う一般送配電事業者の供給区域以外の地域における同号ロに規定する非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する他の者の需要又は第三条第一項各号に掲げる需要に応じて供給する電気に係るもの

（託送供給等約款において定めるべき事項）

第十八条　法第十八条第一項の託送供給等約款は、小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業の用に供するための電気並びに法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る託送供給及び発電量調整供給に関し、振替供給又は接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、沖縄電力株式会社にあっては、第一号に掲げる事項について定めることを要しない。

一　振替供給に関する次に掲げる事項

イ　適用範囲

ロ　電気計器及び工事に関する費用の負担に関する事項

ハ　ロに掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあっては、その内容

ニ　契約の申込み方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ホ　受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法

ヘ　送電上の責任の分界

ト　イからヘまでに掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び供給の相手方の責任に関する事項がある場合にあっては、その内容

チ　有効期間を定める場合にあっては、その期間

リ　実施期日

二　接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項

イ　適用範囲

ロ　料金

ハ　一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）第三十二条第一項に規定する調整を行う場合にあっては、同条第二項に規定する離島基準平均燃料価格及び換算係数並びに同条第四項に規定する離島基準調整単価

ニ　電気計器及び工事に関する費用の負担に関する事項

ホ　ロからニまでに掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあっては、その内容

ヘ　契約の申込み方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ト　一般送配電事業者が受電することとなる電気に係る受電電力及び受電電力量の供給の相手方による通知の方法

チ　受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

リ　供給の停止及び中止並びにこれらの解除に関する事項

ヌ　送電上の責任の分界

ル　給電所における指令に関する事項

ヲ　イからルまでに掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び供給の相手方の責任に関する事項がある場合にあっては、その内容

ワ　有効期間を定める場合にあっては、その期間

カ　実施期日

（託送供給等約款の認可の申請）

第十九条　法第十八条第一項の規定による託送供給等約款の設定の認可を受けようとする者は、様式第十六の託送供給等約款認可申請書に託送供給等約款の案及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定に基づいて作成した同令様式第一から様式第八までの書類

二　供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

2　法第十八条第一項の規定により託送供給等約款の変更の認可を受けようとする者は、様式第十七の託送供給等約款変更認可申請書にその変更後の託送供給等約款の案及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　変更を必要とする理由を記載した書類

二　変更しようとする部分を明らかにした変更前の託送供給等約款